

平成 19 年 度

年 金 特 別 会 計 財 務 書 類

年金特別会計財務書類は、「特別会計に関する法律」第19条第1項の規定により、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するために企業会計の慣行を参考として作成した書類である。

基礎年金勘定

貸借対照表

(単位：百万円)

	前会計年度 (平成19年 3月31日)	本会計年度 (平成20年 3月31日)		前会計年度 (平成19年 3月31日)	本会計年度 (平成20年 3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	2,156,838	2,292,157	未払金	2,371,763	2,523,924
未収金	276,160	283,270	他会計繰入未済金	341,567	346,770
未収収益	2,655	4,289	負債合計	2,713,331	2,870,694
他会計繰入未収金	2,603,995	2,764,283	<資産・負債差額の部>		
貸倒引当金 △	1,408 △	1,453	資産・負債差額	2,324,909	2,471,852
資産合計	5,038,240	5,342,547	負債及び資産・ 負債差額合計	5,038,240	5,342,547

基礎年金勘定

業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日〕	本会計年度 〔自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日〕
基礎年金給付費	13,635,607	14,619,372
委託費等	499,623	465,796
国民年金勘定への繰入	1,690,151	1,558,958
厚生年金勘定への繰入	1,998,822	1,906,682
支払調整金繰入	93	70
その他の経費	0	0
貸倒引当金繰入額	334	291
本年度業務費用合計	17,824,633	18,551,171

基礎年金勘定

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日〕	本会計年度 〔自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日〕
I 前年度末資産・負債差額	2,290,118	2,324,909
II 本年度業務費用合計	△ 17,824,633	△ 18,551,171
III 財 源	17,859,424	18,698,115
1 自 己 収 入	1,709,759	1,799,446
拋 出 金 収 入	1,691,361	1,776,638
運 用 益	13,575	18,504
そ の 他 の 財 源	4,821	4,304
2 他会計(勘定)からの受入	16,149,665	16,898,668
国民年金勘定からの受入	4,152,462	4,130,685
厚生年金勘定からの受入	11,997,202	12,767,982
IV 本年度末資産・負債差額	2,324,909	2,471,852

基礎年金勘定

区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日〕	本会計年度 〔自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日〕
I 業務収支		
1 財源		
基礎年金業務対価見合収入	1,685,320	1,769,617
運用収入	11,476	16,870
その他の収入	4,478	3,967
国民年金勘定からの受入	4,100,247	4,115,110
厚生年金勘定からの受入	11,922,397	12,623,269
前年度剰余金受入	1,414,181	1,432,230
財源合計	19,138,101	19,961,067
2 業務支出		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
基礎年金給付費	△ 13,490,924	△ 14,461,839
委託費等	△ 505,134	△ 471,169
国民年金勘定への繰入	△ 1,710,800	△ 1,577,223
厚生年金勘定への繰入	△ 1,998,917	△ 1,883,214
支払調整金繰入	△ 93	△ 70
その他の支出	△ 0	△ 0
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 17,705,870	△ 18,393,517
業務支出合計	△ 17,705,870	△ 18,393,517
業務収支	1,432,230	1,567,549
II 財務収支		
財務収支	—	—
本年度収支	1,432,230	1,567,549
翌年度歳入繰入	1,432,230	1,567,549
資金本年度末残高	724,607	724,607
本年度末現金・預金残高	2,156,838	2,292,157

注 記

1 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準及び算定方法

① 貸倒引当金

未収金のうち履行期限到来等債権の特定の債権については、個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。

(2) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

② 前会計年度計数の計上方法

前会計年度の計数は、本特別会計の本勘定に対応する「特別会計に関する法律」附則第 66 条の規定による廃止前の国民年金特別会計基礎年金勘定の平成 18 年度の計数を組替えて計上している。

2 追加情報

(1) 出納整理期間

本勘定は、出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 財政法第 44 条の資金

資金の種類：積立金

根拠法令：「国民年金法等の一部を改正する法律」附則第 38 条(平成 20 年 3 月 31 日現在)

内 容：将来の基礎年金の給付に要する費用に充てるために設置している。

(3) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、日本銀行預金及び財政融資資金預託金を計上している。
- ・「未収金」には、基礎年金拠出金及び雑収入に係る収納未済額を計上している。
- ・「未収収益」には、運用利子に係る当年度分を計上している。
- ・「他会計繰入未収金」には、国民年金勘定及び厚生年金勘定からの受入金として収納すべき未収額を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、未収金に対する貸倒見積額を計上している。

イ 負債の部

- ・「未払金」には、年金給付費に係る未払額を計上している。
- ・「他会計繰入未済金」には、当年度末における国民年金勘定及び厚生年金勘定への繰入未済額を計上している。

② 業務費用計算書

- ・「基礎年金給付費」には、「国民年金法」の規定による年金給付のため支出した額を計上している。
- ・「委託費等」には、交付金を計上している。
- ・「国民年金勘定への繰入」には、「国民年金法等の一部を改正する法律」、「特別会計に関する法律」の規定に基づく、基礎年金給付費に充てる目的のため、国民年金勘定への繰入額を計上している。
- ・「厚生年金勘定への繰入」には、「国民年金法等の一部を改正する法律」、「特別会計に関する法律」の規定に基づく、基礎年金給付費に充てる目的のため、厚生年金勘定への繰入額を計上している。
- ・「支払調整金繰入」には、本特別会計における勘定間の年金の支払調整のための繰入額を計上している。
- ・「その他の経費」には、決算書の用途別分類が「その他」に該当するもの及び単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。

- ・「貸倒引当金繰入額」には、債権等の貸倒れに伴う費用及び損失の見込額のうち、当該年度に係る額を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「拋出金収入」には、国家公務員共済組合連合会等から受け入れた基礎年金の給付等に充てるための拋出金収入を計上している。
- ・「運用益」には、財政融資資金への預託金の運用から生じる利子収入を計上している。
- ・「その他の財源」には、支払調整金受入及び雑収入に係る収入額を計上している。
- ・「国民年金勘定からの受入」には、「特別会計に関する法律」の規定に基づく、基礎年金の給付等に要する費用に充てる目的のため、国民年金勘定からの基礎年金の給付等に要する費用の受入額を計上している。
- ・「厚生年金勘定からの受入」には、「国民年金法」の規定に基づく、基礎年金の給付等に要する費用に充てる目的のため、厚生年金勘定からの基礎年金拋出金の受入額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表における「資産・負債差額」の額を計上している。

④ 区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「基礎年金業務対価見合収入」には、国家公務員共済組合連合会等から受け入れた基礎年金の給付等に充てるための拋出金収入を計上している。
- ・「運用収入」には、財政融資資金への預託金の運用から生じる利子収入を計上している。
- ・「その他の収入」には、支払調整金受入及び雑収入に係る収入額を計上している。
- ・「国民年金勘定からの受入」には、「特別会計に関する法律」の規定に基づく、基礎年金の給付等に要する費用に充てる目的のため、国民年金勘定からの基礎年金の給付等に要する費用の受入額を計上している。
- ・「厚生年金勘定からの受入」には、「国民年金法」の規定に基づく、基礎年金の給付等に要する費用に充てる目的のため、厚生年金勘定からの受入額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、本勘定の前年度剰余金を計上している。
- ・「基礎年金給付費」には、「国民年金法」の規定による年金給付のため支出した額を計上している。
- ・「委託費等」には、交付金を計上している。
- ・「国民年金勘定への繰入」には、「国民年金法等の一部を改正する法律」、「特別会計に関する法律」の規定に基づく、基礎年金給付費に充てる目的のため、国民年金勘定への繰入額を計上している。
- ・「厚生年金勘定への繰入」には、「国民年金法等の一部を改正する法律」、「特別会計に関する法律」の規定に基づく、基礎年金給付費に充てる目的のため、厚生年金勘定への繰入額を計上している。
- ・「支払調整金繰入」には、本特別会計において、勘定間の年金の支払調整のための繰入額を計上している。
- ・「その他の支出」には、決算書の用途別分類が「その他」に該当する支出並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

イ 本年度収支以下の区分

- ・「本年度収支」には、業務収支と財務収支を合計した額を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入」には、「本年度収支」を計上している。
- ・「資金本年度末残高」には、財政法第44条資金として保有している歳計外の現金・預金の本年度末残高の合計額を計上している。

・「本年度末現金・預金残高」には、「翌年度歳入繰入」に、「資金本年度末残高」を加えたものを計上している。計上している額は、貸借対照表の現金・預金と一致する。

(4) その他特別会計財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「―」で表示している。
- ③ 重要な過年度の会計処理の誤謬の修正

ア 支払いが翌年度4月になる2・3月分の基礎年金給付について、未払金として未計上のものがあつたため、遡及して修正を行った。また、国家公務員共済組合連合会等に対する2・3月分の委託費に係る未払金及び拠出金収入に係る未収金に未計上のものがあつたため、遡及して修正を行った。この修正により、前年度の貸借対照表において未収金が273,342百万円増加、未払金が2,371,763百万円増加し、資産・負債差額が2,098,421百万円減少している。また、前年度の業務費用計算書において基礎年金給付費が144,682百万円増加、委託費等が5,510百万円減少している。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

内 容	本年度末残高
政府預金(日本銀行預金)	1,567,549
財政融資資金預託金	724,607
合 計	2,292,157

② 未収金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 先	本年度末残高
基礎年金拠出金	共済組合等	280,363
年金返納金	年金受給者等	2,907
合 計		283,270

③ 他会計繰入未収金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 先	本年度末残高
平成20年度概算拠出金	国民年金勘定	689,226
平成20年度概算拠出金	厚生年金勘定	2,075,057
合 計		2,764,283

④ 貸倒引当金の明細

(単位：百万円)

区 分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘 要
	前年度末残	本年度末増減額	本年度末残	前年度末残	本年度末増減額	本年度末残	
未 収 金	2,817	89	2,907	1,408	44	1,453	履行期限到来等債権については50%を乗じた額を計上している。
徴収停止債権	—	—	—	—	—	—	
履行期限到来等債権	2,817	89	2,907	1,408	44	1,453	
上記以外の債権	—	—	—	—	—	—	
合 計	2,817	89	2,907	1,408	44	1,453	

(注) 貸付金等の残高は、基礎年金拠出金を除いている。

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 先	本年度末残高
2・3月分年金給付	受給者等	2,523,924
合 計		2,523,924

② 他会計繰入未済金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 先	本年度末残高
基礎年金相当給付費交付金	国民年金勘定	261,510
基礎年金相当給付費交付金	厚生年金勘定	85,260
合 計		346,770

2 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 委託費等の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
国家公務員共済組合連合会等 交付金	日本私立学校振興・共済 事業団、国家公務員共済 組合連合会、地方公務員 共済組合連合会、農林漁 業団体職員共済組合	465,796	基礎年金相当部分の給付費に相当する費用 が、各共済組合から支払われる仕組みとなっ ているため、基礎年金勘定から年金保険者た る共済組合等に対して交付する。	無
合 計		465,796		

3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	相 手 先	金 額
雑 収 入	雑 収 入	被保険者等	4,304
合 計			4,304

4 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位：百万円)

款	項	相 手 先	金 額
雑 収 入	雑 収 入	被保険者等	3,967
合 計			3,967

(2) 資金の明細

(単位：百万円)

資 金 名	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
積 立 金	724,607	—	—	724,607
合 計	724,607	—	—	724,607

国民年金勘定

貸借対照表

(単位：百万円)

	前会計年度 (平成19年 3月31日)	本会計年度 (平成20年 3月31日)		前会計年度 (平成19年 3月31日)	本会計年度 (平成20年 3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	2,935,107	613,855	未払金	287,708	266,757
未収金	1,140	1,081	他会計繰入未済金	673,650	689,226
未収収益	63	58	公的年金預り金	9,621,892	8,756,332
未収保険料	1,864,782	1,882,643			
他会計繰入未収金	1,039,525	1,031,443			
運用寄託金	5,814,045	7,643,797			
貸倒引当金 △	1,305,842	△ 1,664,740			
有形固定資産	18,626	17,711			
国有財産(公共用 財産を除く)	18,180	17,379			
土地	8,203	8,208			
立木竹	7	7			
建物	7,498	6,995	負債合計	10,583,252	9,712,315
工作物	2,470	2,167			
物品	445	332	<資産・負債差額の部>		
出資金	234,430	204,178	資産・負債差額	18,627	17,712
資産合計	10,601,879	9,730,028	負債及び資産・ 負債差額合計	10,601,879	9,730,028

国民年金勘定

業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日〕	本会計年度 〔自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日〕
国民年金給付費	1,793,058	1,665,294
基礎年金勘定への繰入	4,152,462	4,130,685
業務勘定への繰入	87,330	91,577
その他の経費	33,268	39,295
減価償却費	1,253	687
貸倒引当金繰入額	858,155	1,161,681
資産処分損益	274	228
出資金等評価損	3,956	6,038
本年度業務費用合計	6,929,760	7,095,488

国民年金勘定

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日〕		本会計年度 〔自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日〕	
I 前年度末資産・負債差額		21,273		18,627
II 本年度業務費用合計	△	6,929,760	△	7,095,488
III 財 源		6,431,579		6,230,089
1 自 己 収 入		2,904,920		2,800,456
保 険 料 収 入		2,706,760		2,678,691
年金積立金管理運用独立行政法人からの 納付金収入		135,752		77,907
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整 理機構からの納付金収入		—		2,428
独立行政法人福祉医療機構からの納付金 収入		—		6,711
運 用 益		60,779		33,357
そ の 他 の 財 源		1,628		1,361
2 他会計(勘定)からの受入		3,526,658		3,429,632
一般会計からの受入		1,823,370		1,853,816
基礎年金勘定からの受入		1,690,151		1,558,958
業務勘定からの受入		13,136		16,857
IV 無償所管換等		146		—
V 資産評価差額		9,608	△	1,077
VI 公的年金預り金の変動に伴う増減		485,780		865,560
VII 本年度末資産・負債差額		18,627		17,712

国民年金勘定

区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日〕	本会計年度 〔自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日〕
I 業務収支		
1 財源		
国民年金業務対価見合収入	1,903,806	1,858,172
年金積立金管理運用独立行政法人からの納付金収入	135,752	77,907
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構からの納付金収入	—	2,428
独立行政法人福祉医療機構からの納付金収入	—	29,848
運用収入	60,715	33,361
その他の収入	25,429	1,296
一般会計からの受入	1,797,136	1,843,633
基礎年金勘定からの受入	1,710,800	1,577,223
資金からの受入(予算上措置されたもの)	282,813	149,026
財源合計	5,916,454	5,572,898
2 業務支出		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
国民年金給付費	△ 1,814,902	△ 1,686,246
基礎年金勘定への繰入	△ 4,100,247	△ 4,115,110
業務勘定への繰入	△ 87,427	△ 91,577
その他の支出	△ 33,268	△ 39,295
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 6,035,845	△ 5,932,229
業務支出合計	△ 6,035,845	△ 5,932,229
業務収支	△ 119,390	△ 359,331
II 財務収支		
財務収支	—	—
本年度収支	△ 119,390	△ 359,331
資金からの受入(決算処理によるもの)	119,390	359,331
翌年度歳入繰入	—	—
資金本年度末残高	8,766,010	8,269,193
その他歳計外現金・預金本年度末残高	△ 5,830,903	△ 7,655,338
本年度末現金・預金残高	2,935,107	613,855

注 記

1 重要な会計方針

(1) 減価償却の方法等

① 有形固定資産

国有財産(公共用財産を除く)については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法によっている。

物品については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の10%とした定額法によっている。

(2) 出資金の評価基準及び評価方法

① 市場価格のないもの

全て「国有財産法」の規定により政府出資等として管理されている出資金であり、会計年度末における国有財産台帳価格によって評価している。

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

① 貸倒引当金

未収金及び未収保険料のうち履行期限到来等債権の特定の債権については、個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。

(4) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

② 前会計年度計数の計上方法

前会計年度の計数は、本特別会計の本勘定に対応する「特別会計に関する法律」附則第66条の規定による廃止前の国民年金特別会計国民年金勘定の平成18年度の計数を組替えて計上している。

③ 公的年金預り金

「公的年金預り金」については、財政検証における財政見直し上の積立金の額については、少なくとも5年に1回、実績を踏まえた見直しが行われること等を勘案し、将来の年金給付財源に充てるために保有しているものとして明確である資産から、未払金相当額を控除した金額を負債計上する方法によっている。

併せて、従来、公的年金預り金の毎年度の変動額については、業務費用計算書において「公的年金預り金増加額」として計上していたが、変更後の考え方の下で、その変動額を業務実施に伴い発生する費用と考えることは適切ではないことから、資産・負債差額増減計算書において「公的年金預り金の変動に伴う増減」として計上する方法によっている。

また、公的年金に係る未収保険料、他会計繰入未収金及び他会計繰入未済金を貸借対照表に計上又は未払金から独立掲記している。

2 追加情報

(1) 出納整理期間

本勘定は出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 財政法第44条の資金

資金の種類：積立金

根拠法令：「特別会計に関する法律」第115条

内 容：国民年金事業の給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるために設置している。

(3) 公的年金預り金の会計処理

① 負債計上の考え方

国民年金は、保険料支払いにより年金給付が行われるという社会保険方式が採られており、保険料の支払いによって、制度の運営者である国(特別会計)に年金を支給する義務が生じることから、過去期間対応の給付現価自体を負債として計上するという考え方がある。

しかしながら、社会保障制度としての国民年金は、私的年金とは異なり、事前に積み立てるのではなく、一定の積立金を保有しつつも、賦課方式(その時々々の年金をその時々々の保険料で賄う方式)を基本とした制度となっていることや、財政検証における財政見通し上の積立金の額については、少なくとも5年に1回、実績を踏まえた見直しが行われること等を勘案し、将来の年金給付財源に充てるために保有しているものとして明確である資産から、未払金相当額を控除した金額を、「公的年金預り金」の科目で負債計上することとする。

② 公的年金預り金に対応する資産等の内訳

$$\text{公的年金預り金 (E)} = \text{積立金 (A)} + \text{未収金等 (B)} + \text{出資金の一部 (C)} - \text{未払金 (D)}$$

(単位：百万円)

		本年度末残高	考 え 方
A	現金・預金	613,855	積立金
	運用寄託金	7,643,797	
B	未収金	1,081	積立金と同様に、将来の年金給付財源に充てるために保有している資産として計上
	未収収益	58	
	未収保険料	1,882,643	
	他会計繰入未収金	1,031,443	
	△貸倒引当金	△ 1,664,740	
C	出資金	204,177	出資金のうち、将来の年金給付財源に充てるために保有している資産であることが法令上明確な部分を計上
D	(控除)		発生主義の考え方に基づき、積立金の一部を負債計上しているため、控除する
	未払金	266,757	
	他会計繰入未済金	689,226	
E	公的年金預り金	8,756,332	

(4) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、日本銀行預金及び財政融資資金預託金を計上している。
- ・「未収金」には、年金返納金に係る収納未済額を計上している。
- ・「未収収益」には、運用利子に係る当年度分を計上している。
- ・「未収保険料」には、国民年金保険料に係る未収額を計上している。
- ・「他会計繰入未収金」には、繰延国庫負担金、2・3月分徴収決定済未収額、基礎年金相当給付費交付金に係る未収額及び19年度国庫負担金の受入未済額を計上している。
- ・「運用寄託金」には、年金積立金管理運用独立行政法人への寄託金を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、未収金及び未収保険料に対する貸倒見積額を計上している。
- ・「国有財産(公共用財産を除く)」には、非償却資産については国有財産台帳価格を基礎とした価格、償却資産については国有財産台帳価格から減価償却費相当額を控除した後の価格で計上している。
- ・「土地」には、主に社会保険事務所庁舎に係る用地を計上している。
- ・「立木竹」には、主に社会保険事務所の立木竹を計上している。
- ・「建物」には、主に社会保険事務所庁舎の建物を計上している。
- ・「工作物」には、主に社会保険事務所の工作物を計上している。

- ・「物品」には、取得価格(見積価格)が50万円以上の物品について、取得価格から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「出資金」には、国有財産として管理されている政府出資のうち、政策目的をもって保有しているものを計上している。

イ 負債の部

- ・「未払金」には、年金給付費に係る未払額を計上している。
- ・「他会計繰入未済金」には、当年度末における基礎年金勘定への繰入未済額を計上している。
- ・「公的年金預り金」には、国民年金給付に係る現金・預金及び運用寄託金(いわゆる積立金)並びにその他将来の年金給付財源に充てるために保有している資産の合計額から、未払金を控除した額を計上している。

② 業務費用計算書

- ・「国民年金給付費」には、「国民年金法」の規定による年金給付のため支出した額を計上している。
- ・「基礎年金勘定への繰入」には、「特別会計に関する法律」の規定に基づく、基礎年金の給付等に要する費用に充てる目的のため、基礎年金勘定への繰入額を計上している。
- ・「業務勘定への繰入」には、「特別会計に関する法律」、「平成19年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」の規定に基づく福祉施設経費等に充てる目的のため、業務勘定への福祉施設経費等の繰入額を計上している。
- ・「その他の経費」には、決算書の使途別分類が「その他」に該当するもの並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、債権等の貸倒れに伴う費用及び損失の見込額のうち、当該年度に係る額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、有形固定資産の売却及び除却の処分に伴い生じた損益を計上している。
- ・「出資金等評価損」には、「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法」第5条第3項の規定に基づく、売却した福祉施設に係る出資金の減少の額を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「保険料収入」には、国民年金に係る保険料収入額を計上している。
- ・「年金積立金管理運用独立行政法人からの納付金収入」には、年金積立金管理運用独立行政法人からの納付金を計上している。
- ・「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構からの納付金収入」には、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構からの納付金を計上している。
- ・「独立行政法人福祉医療機構からの納付金収入」には、独立行政法人福祉医療機構からの納付金を計上している。
- ・「運用益」には、財政融資資金への預託金の運用から生じる利子収入を計上している。
- ・「その他の財源」には、雑収入に係る収入額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、「国民年金法」、「国民年金法等の一部を改正する法律」の規定に基づき、国民年金事業に充てる目的のため、一般会計からの国庫負担金の受入額を計上している。
- ・「基礎年金勘定からの受入」には、「特別会計に関する法律」の規定に基づく、基礎年金相当給付費に充てる目的のため、基礎年金勘定からの財源の受入額を計上している。
- ・「業務勘定からの受入」には、「特別会計に関する法律」の規定に基づく、業務勘定における前年度の決算剰余金の国民年金勘定の積立金への組み入れ額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構への出資に伴う固定資産承継損の金額及び年金資金運用基金の出資金承継損・承継収入の金額並びに平成17年度の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構出資金に係る修正益の金額を計上している。

- ・「資産評価差額」には、出資金の評価差額(強制評価減に係るものを除く)及び国有財産の台帳価格の改定に伴う評価差額等を計上している。
- ・「公的年金預り金の変動に伴う増減」には、公的年金預り金の本年度増減額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

④ 区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「国民年金業務対価見合収入」には、国民年金に係る保険料収入の額を計上している。
- ・「年金積立金管理運用独立行政法人からの納付金収入」には、年金積立金管理運用独立行政法人からの納付金を計上している。
- ・「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構からの納付金収入」には、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構からの納付金を計上している。
- ・「独立行政法人福祉医療機構からの納付金収入」には独立行政法人福祉医療機構からの納付金を計上している。
- ・「運用収入」には、財政融資資金への預託金の運用から生じる利子収入を計上している。
- ・「その他の収入」には、雑収入による収入を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、「国民年金法」、「国民年金法等の一部を改正する法律」の規定に基づき、国民年金事業に充てる目的のため、一般会計からの国庫負担金の受入額を計上している。
- ・「基礎年金勘定からの受入」には、「特別会計に関する法律」の規定に基づく、基礎年金相当給付費に充てる目的のため、基礎年金勘定からの財源の受入額を計上している。
- ・「資金からの受入(予算上措置されたもの)」には、財政法第 44 条資金からの受入額で予算上措置されたものを計上している。
- ・「国民年金給付費」には、「国民年金法」の規定による年金給付のため支出した額を計上している。
- ・「基礎年金勘定への繰入」には、「特別会計に関する法律」の規定に基づく、基礎年金の給付等に要する費用に充てるため、基礎年金勘定への繰入額を計上している。
- ・「業務勘定への繰入」には、「特別会計に関する法律」、「平成 19 年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」の規定に基づく福祉施設経費等に充てる目的のため、業務勘定への福祉施設経費等の繰入額を計上している。
- ・「その他の支出」には、決算書の使途別分類が「その他」に該当する支出及び単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

イ 本年度収支以下の区分

- ・「本年度収支」には、業務収支と財務収支を合計した額を計上している。
- ・「資金からの受入(決算処理によるもの)」には、本勘定での決算処理による財政法第 44 条資金からの受入を計上している。
- ・「資金本年度末残高」には、財政法第 44 条資金として保有している歳計外の現金・預金の本年度末残高の合計額を計上している。
- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、本特別会計において保有する歳計外の現金・預金の本年度末残高を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「資金本年度末残高」に、「その他歳計外現金・預金本年度末残高」を加減したものを計上している。計上額は、貸借対照表の現金・預金と一致する。

(5) その他特別会計財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「―」で表示している。

(6) 国民年金の財政

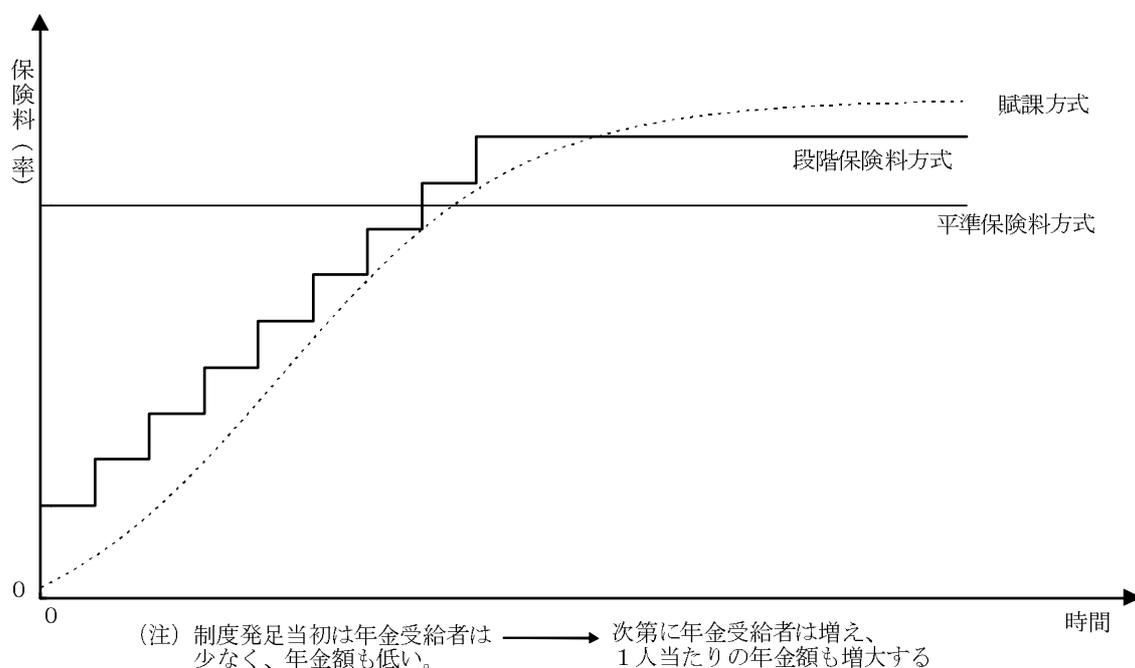
① 国民年金の財政方式

国民年金においては、保険料率を将来に向けて、段階的に引き上げていくこととしている。国民年金より歴史の古い厚生年金の場合、昭和 17(1942)年の制度発足当初(当時は労働者年金保険)には、財政方式として平準保険料方式が採用された。ここでの平準保険料率とは、将来にわたって一定率で収支均衡が図られるような保険料率のことである。しかし、戦後の昭和 23(1948)年、急激なインフレの中、インフレによる積立金の目減りや負担能力などを考慮し、平準保険料率よりも低い暫定的な保険料率が設定された。その後、昭和 29(1954)年に抜本的な法律改正が行われた際にも、急激な保険料負担の増加を避けるため、再度、平準保険料率よりも低い保険料率が設定された。ただし、このとき以降、保険料率を将来に向けて段階的に引き上げていく段階保険料方式を採用し、財政再計算においては、単に当面の保険料率を設定するだけでなく保険料率の将来見通しを作成することとなった。

昭和 48(1973)年に、物価や賃金の上昇に応じ、年金額の改定を行う仕組み(物価スライド・賃金再評価)が導入されたが、これ以降の財政再計算においては、スライドを考慮した将来見通しが作成され、この将来見通しに基づいて保険料率が設定されることとなった。

国民年金の場合も、制度発足当初の昭和 36(1961)年、財政方式としては平準保険料方式が採用されたが、その後は厚生年金と同様、段階保険料方式がとられることとなった。なお、基礎年金給付を行うのに必要な費用は、毎年度、各公的年金制度からの拠出金で賦課方式的に賄うこととなっているが、厚生年金、国民年金(ここでは、自営業者等の第 1 号被保険者に係る国民年金勘定をいう。)等の各制度は、将来の支出に備え、賦課方式ではなく段階保険料方式によりその費用を準備している。

年金の財政方式



平成 16(2004)年の改正では、保険料水準を段階的に引き上げて、平成 29(2017)年度以降、一定の水準で固定し、給付水準を自動調整するという保険料水準固定方式がとられたが、この財政方式についても、保険料水準の引き上げをあらかじめ想定し財政運営を行うという観点からは、段階保険料方式の一形態と考えることができる。

段階保険料方式は、制度の成熟や少子高齢化の進行に並行して保険料が引き上がる場合は、賦課方式の要素を持つと言える。一方、制度の成熟段階で積立金を形成し、将来、これを活用することにより一定の保険料水準で運営を行うところは積立方式の要素を持つ。

国民年金は、現在の積立金の水準からみれば賦課方式を基本とした方式であり、また、平成16(2004)年の改正では、100年後の積立金を支出の1年分とする財政方式が取られたことから、今後も積立金水準から見ると、賦課方式を基本とした財政方式といえる。

② 国民年金の財政見通し(平成16(2004)年財政再計算)

前提条件

平成16(2004)年の法改正後の制度を前提とし、以下のような前提に基づいている。

ア 将来推計人口(少子高齢化の状況)の前提

「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」の中位推計を使用。

<中位推計の前提>

合計特殊出生率		平均寿命	
平成12(2000)年 (実績)	平成62(2050)年	平成12(2000)年 (実績)	平成62(2050)年
1.36	→ 1.39	男：77.64年 女：84.62年	→ 80.95年 → 89.22年

イ 労働力率の前提

「労働力率の見通し」(平成14年7月職業安定局推計)を使用。推計期間は2025年までであるため、以降は2025年の数値で一定としている。

	平成13(2001)年 (実績)	平成62(2050)年
男性60～64歳	72.0%	→ 85.0%
女性30～34歳	58.8%	→ 65.0%

ウ 経済前提

物価上昇率

- 平成20(2008)年までは「改革と展望—2003年度改定」に準拠。
- 平成21(2009)年度以降は、消費者物価上昇率の過去20年(昭和58～平成14(1983～2002)年)平均が1.0%であること及び「改革と展望—2003年度改定」において平成16～20(2004～2008)年度平均の消費者物価上昇率が1.0%であることから、1.0%と設定。

賃金上昇率、運用利回り

- 平成16(2004)～20(2008)年度は「改革と展望—2003年度改定」に準拠。
- 平成21(2009)年度以降は、社会保障審議会年金資金運用分科会報告をもとに設定。
(構造改革の実行を前提とした日本経済の生産性上昇の見込み(年次経済財政報告(内閣府))に基づき、中長期的な実質賃金上昇率、実質運用利回りを推計。)

	平成15 (2003)	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21以降 (2009)
物価上昇率	△ 0.3	△ 0.2	0.5	1.2	1.5	1.9	1.0
賃金上昇率 [実質]	0.0 [0.3]	0.6 [0.8]	1.3 [0.8]	2.0 [0.8]	2.3 [0.8]	2.7 [0.8]	2.1 [1.1]
運用利回り [実質(対賃金 上昇率)]	0.8 [0.8]	0.9 [0.3]	1.6 [0.3]	2.3 [0.3]	2.6 [0.3]	3.0 [0.3]	3.2 [1.1]

(注) 運用利回りは自主運用分の利回りの前提である。平成19年度までの運用利回りは、これに財投預託分の運用利回り(平成14年度末の預託実績より算出)を勘案した数値となる。

エ その他の前提

- 財政再計算においては、被保険者及び年金受給者等の直近の実績データを基礎として、将来の状態を年次別に推計し、財政見通しを作成している。
- その推計にあたっては、上記①～③の諸前提の他、制度の運営実績に基づいた諸前提(障害年金の発生率等)を用いている。

財政見通し

平成 16 年財政再計算における国民年金の財政見通しは、次表のとおりである。

国民年金の財政見通し(平成 16 年財政再計算)

年 度	保険料月額 (16 年度価格)	収 入 合 計			支 出 合 計	収 支 差 引 残	年度末 積立金	年度末積立金 (16 年度価格)	積 立 度 合
		保 険 料 取 入	運 用 取 入	運 用 取 入					
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	△ 0.2	10.8	10.8	2.6
18(2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	△ 0.2	10.6	10.6	2.4
19(2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	△ 0.2	10.4	10.3	2.2
20(2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	△ 0.2	10.1	9.9	2.1
21(2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0
22(2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	11.0	10.2	2.1
27(2015)	16,380	6.5	3.0	0.4	5.9	0.7	13.8	11.7	2.2
32(2020)	16,900	7.3	3.4	0.6	6.4	0.9	17.9	13.6	2.6
37(2025)	16,900	8.1	3.7	0.7	7.0	1.1	23.2	15.9	3.2
42(2030)	16,900	9.2	4.0	0.9	8.0	1.2	29.2	18.1	3.5
52(2040)	16,900	11.2	4.3	1.2	10.6	0.6	38.7	19.4	3.6
62(2050)	16,900	13.1	4.7	1.3	13.0	0.1	42.0	17.2	3.2
72(2060)	16,900	14.7	5.3	1.3	14.8	△ 0.1	41.9	13.9	2.8
82(2070)	16,900	16.1	5.8	1.3	16.5	△ 0.3	39.7	10.7	2.4
92(2080)	16,900	17.7	6.5	1.1	18.2	△ 0.5	35.2	7.7	2.0
102(2090)	16,900	19.5	7.5	0.9	20.2	△ 0.7	29.0	5.2	1.5
112(2100)	16,900	21.6	8.6	0.7	22.4	△ 0.8	21.6	3.1	1.0

(注 1) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注 2) 「16 年度価格」とは、賃金上昇率により、平成 16(2004)年度の価格に換算したものである。

③ 財政見通し上の積立金と実際の積立金の差異について

財政見通し上の積立金と実際の積立金との差異の要因については次表のとおりである。

平成 15 年度

(単位：兆円)

	収 入				支 出				収 支 残	年 度 末 積 立 金
	保 険 料	運 用 取 入	そ の 他	計	給 付 費	基 礎 年 金 拠 出 金	そ の 他	計		
実績(特別会計)(A)	2.0	0.2 [0.4]	1.5	3.6 [3.9]	0.1	3.5	0.1	3.7	△ 0.1 [0.2]	11.9 [11.7]
財 政 見 通 し(B)	1.9	0.2	1.6	3.6	0.1	3.6	0.1	3.8	△ 0.2	11.3
差 額(A-B)	0.1	0.1 [0.2]	△ 0.1	0.0 [0.3]	0.0	△ 0.2	0.0	△ 0.2	0.1 [0.4]	0.6 [0.5]
要 因		※ 1				※ 2				

(注 1) 実績においては、収支見通しと直接比較ができるよう基礎年金交付金(2.2 兆円)を取支両面(支出においては給付費)から控除し、積立金に国庫負担の繰延(2.0 兆円(平準化の利子含む))を加えた。

(注 2) []内は、年金資金運用基金における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、国民年金の特別会計の決算とは異なる。なお、時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産(承継資産)に係る損益を含めている。

差の要因

※ 1 見通し上の積立金には国庫負担の繰延分を含んでいるものの、運用利回りが見込みより上回ったこと(見込み 1.90%、実績 2.34% [4.78%])

※ 2 実績における基礎年金拠出金の確定値は 3.6 兆円である(実績(決算)値は当年度概算分と前々年度精算分からなる)。

平成 16 年度

(単位：兆円)

	収 入				支 出				収 支 残	年 度 末 積 立 金
	保 険 料	運用収入	そ の 他	計	給 付 費	基礎年金 拠 出 金	そ の 他	計		
実績(特別会計)(A)	1.9	0.1 [0.3]	1.5	3.6 [3.7]	0.1	3.5	0.1	3.7	△ 0.2 [△ 0.0]	11.7 [11.7]
財 政 見 通 し(B)	2.0	0.2	1.6	3.8	0.1	3.9	0.1	4.0	△ 0.3	11.0
差 額(A-B)	△ 0.0	△ 0.1 [0.1]	△ 0.1	△ 0.2 [△ 0.1]	0.0	△ 0.3	0.0	△ 0.3	0.1 [0.2]	0.7 [0.7]
要 因	※ 1	※ 2				※ 3				

(注1) 実績においては、収支見通しと直接比較ができるよう基礎年金交付金(2.0兆円)を収支両面(支出においては給付費)から控除し、積立金に国庫負担の繰延(2.0兆円(平準化の利子含む))を加えた。

(注2) []内は、年金資金運用基金における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、国民年金の特別会計の決算とは異なる。なお、時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産(承継資産)に係る損益を含めている。

差の要因

- ※ 1 保険料納付率の実績が見込みを下回ったこと(見込み 67.1%、実績 63.6%)
- ※ 2 運用利回りの見込みと実績の相違(見込み 0.96%、実績 2.02% [2.77%])実績における簿価ベースの運用収入は、財政融資資金預託分(年度末残高 4.6兆円)に係るもの
- ※ 3 実績における基礎年金拠出金の確定値は 3.7兆円である(実績(決算)値は当年度概算分と前々年度精算分からなる)。

平成 17 年度

(単位：兆円)

	収 入				支 出				収 支 残	年 度 末 積 立 金
	保 険 料	運用収入	そ の 他	計	給 付 費	基礎年金 拠 出 金	そ の 他	計		
実績(特別会計)(A)	1.9	0.1 [0.6]	1.7	3.8 [4.3]	0.1	3.9	0.1	4.1	△ 0.3 [0.2]	11.5 [12.0]
財 政 見 通 し(B)	2.1	0.2	1.7	4.0	0.1	4.0	0.1	4.2	△ 0.2	10.8
差 額(A-B)	△ 0.1	△ 0.1 [0.5]	0.0	△ 0.2 [0.3]	0.0	△ 0.2	0.0	△ 0.1	0.1 [0.4]	0.7 [1.2]
要 因	※ 1	※ 2				※ 3				

(注1) 実績においては、収支見通しと直接比較ができるよう基礎年金交付金(1.9兆円)を収支両面(支出においては給付費)から控除し、その他収入から積立金より受入(0.5兆円)及び年金資金運用基金納付金(0.1兆円)を控除し、その他支出から年金資金運用基金に係る財政融資資金繰上償還等資金財源(0.3兆円)を控除し、運用収入に年金資金運用基金納付金を加え、積立金に国庫負担の繰延(2.1兆円(平準化の利子含む))を加えた。

(注2) []内は、年金資金運用基金における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、国民年金の特別会計の決算とは異なる。なお、時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産(承継資産)に係る損益を含めている。

差の要因

- ※ 1 保険料納付率の実績が見込みを下回ったこと(見込み 71.4%、実績 67.1%)
- ※ 2 運用利回りの見込みと実績の相違(見込み 1.74%、実績 1.80% [6.88%])実績における簿価ベースの運用収入は、財政融資資金預託分(年度末残高 3.9兆円)に係るもの
- ※ 3 実績における基礎年金拠出金の確定値は 3.7兆円である(実績(決算)値は当年度概算分と前々年度精算分からなる)。

平成 18 年度

(単位：兆円)

	収 入				支 出				収 支 残	年 度 末 積 立 金
	保 険 料	運 用 収 入	そ の 他	計	給 付 費	基 礎 年 金 抛 出 金	そ の 他	計		
実績(特別会計)(A)	1.9	0.2 [0.3]	1.8	3.9 [4.0]	0.1	4.1	0.1	4.3	△ 0.4 [△ 0.3]	11.1 [11.7]
財 政 見 通 し(B)	2.2	0.2	1.9	4.3	0.1	4.4	0.1	4.5	△ 0.2	10.6
差 額(A-B)	△ 0.3	△ 0.0 [0.1]	△ 0.1	△ 0.4 [△ 0.3]	0.0	△ 0.3	0.0	△ 0.2	△ 0.2 [△ 0.1]	0.5 [1.1]
要 因	※ 1	※ 2				※ 3				

(注 1) 実績においては、収支見通しと直接比較ができるよう基礎年金交付金(1.7兆円)を取支両面(支出においては給付費)から控除し、その他収入から積立金より受入(0.3兆円)、年金積立金管理運用独立行政法人納付金(0.1兆円)及び旧年金資金運用基金の解散に伴い年金住宅融資回収金等が年金特別会計に承継されたことによる収入(0.02兆円)を控除し、運用収入に年金積立金管理運用独立行政法人納付金を加え、積立金に国庫負担の繰延(2.1兆円(平準化の利子含む))及び、出資金のうち、将来の年金給付財源に充てるために保有している資産であることが法令上明確である部分(0.2兆円)を加えた。

(注 2) []内は、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、国民年金の特別会計の決算とは異なる。なお、時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産(承継資産)に係る損益を含めている。

差の要因

- ※ 1 保険料納付率の実績が見込みを下回ったこと(見込み 75.7%、実績 66.3%)及び、被保険者数の実績が見込みを下回ったこと(見込み 2,180 万人、実績 2,140 万人)
- ※ 2 運用利回りの見込みと実績の相違(見込み 2.18%、実績 1.78% [3.07%])実績における簿価ベースの運用収入は、財政融資資金預託分(年度末残高 3.0 兆円)に係るもの
- ※ 3 実績における基礎年金拠出金の確定値は 3.7 兆円である(実績(決算)値は当年度概算分と前々年度精算分からなる)。

平成 19 年度

(単位：兆円)

	収 入				支 出				収 支 残	年 度 末 積 立 金
	保 険 料	運 用 収 入	そ の 他	計	給 付 費	基 礎 年 金 抛 出 金	そ の 他	計		
実績(特別会計)(A)	1.9	0.1 [△ 0.3]	1.8	3.8 [3.4]	0.1	4.1	0.1	4.4	△ 0.5 [△ 1.0]	10.6 [10.8]
財 政 見 通 し(B)	2.4	0.3	2.0	4.6	0.1	4.7	0.1	4.8	△ 0.2	10.4
差 額(A-B)	△ 0.5	△ 0.1 [△ 0.6]	△ 0.1	△ 0.8 [△ 1.2]	0.0	△ 0.5	0.0	△ 0.5	△ 0.3 [△ 0.7]	0.2 [0.4]
要 因	※ 1	※ 2				※ 3				

(注 1) 実績においては、収支見通しと直接比較ができるよう基礎年金交付金(1.6兆円)を取支両面(支出においては給付費)から控除し、その他収入から積立金より受入(0.1兆円)、年金積立金管理運用独立行政法人納付金(0.1兆円)及び独立行政法人福祉医療機構納付金(0.03兆円)を控除し、運用収入に年金積立金管理運用独立行政法人納付金を加え、積立金に国庫負担の繰延(2.1兆円(平準化の利子含む))及び、出資金のうち、将来の年金給付財源に充てるために保有している資産であることが法令上明確である部分(0.2兆円)を加えた。

(注 2) []内は、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、国民年金の特別会計の決算とは異なる。なお、時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産(承継資産)に係る損益を含めている。

差の要因

- ※ 1 保険料納付率の実績が見込みを下回ったこと(見込み 80.0%、実績 63.9%)及び、被保険者数の実績が見込みを下回ったこと(見込み 2,150 万人、実績 2,050 万人)
- ※ 2 運用利回りの見込みと実績の相違(見込み 2.50%、実績 1.88% [△3.38%])実績における簿価ベースの運用収入は、財政融資資金預託分(年度末残高 0.6 兆円)に係るもの

④ 国民年金の給付現価と財源構成について

ア 給付現価と財源構成の考え方

公的年金の給付財源は、保険料収入、国庫負担及び積立金(元本の取崩し及び運用収入)であり、毎年度の年金給付はこれらの収入により賄われている。以下では、平成16年の改正後における公的年金の給付現価と財源構成について、今後概ね100年間にわたり均衡している年金給付とその財源を、全て現時点(平成16年度)の価格に換算して一時金で表すことにより、公的年金の財源と給付の内訳を示している。

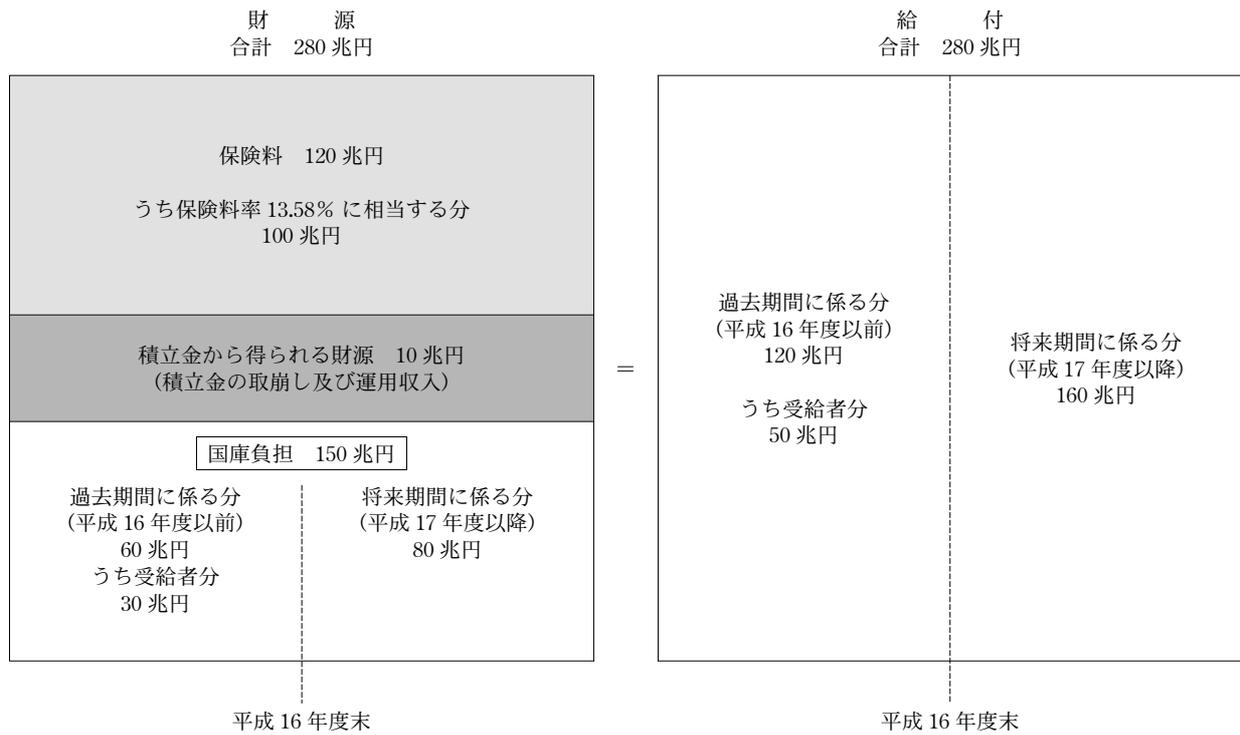
イ 給付現価の換算について

積立方式の企業年金等において責任準備金(現時点で保有すべき積立金)を計算する場合には、今後の積立金の運用収入を考慮し、将来の支出を賄うために現時点で必要な積立金の額を計算する必要があるため、運用利回りを用いて換算する。しかし、公的年金では賦課方式を基本とした財政方式を採用していることに着目すれば、将来の年金給付や保険料負担等の規模の把握という観点から賃金上昇率で換算する方法も考えられる。そこで、以下ではこの2通りの方法による推計を示している。

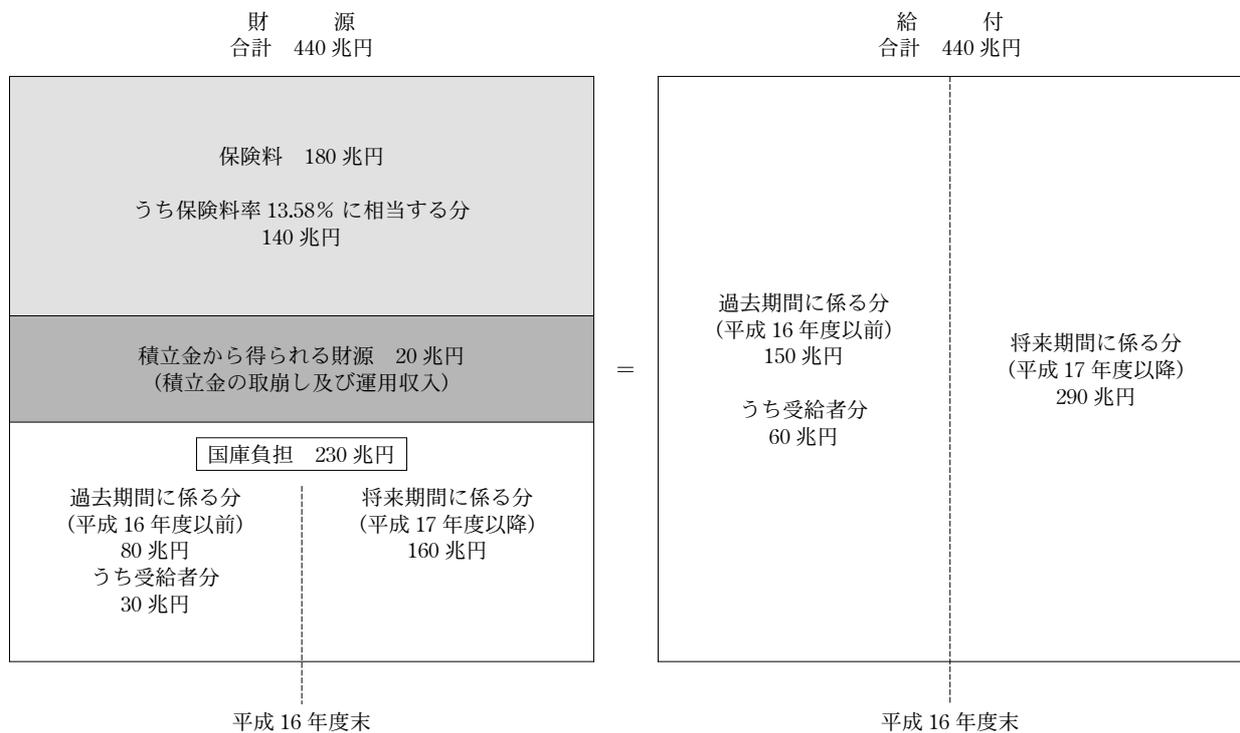
なお、それぞれの長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通りである。

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| ・賃金上昇率 | 2.1% |
| ・物価上昇率 | 1.0% |
| ・運用利回り | 3.2% |
| ・可処分所得上昇率 | 2.1%(ただし、平成29(2017)年度までは1.9%) |

運用利回りによる換算



賃金上昇率による換算



⑤ 平成 16(2004)年の制度改正について

厚生年金・国民年金については、少子高齢化の一層の進行等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な制度を構築し、制度に対する信頼を確保するため、保険料の将来水準を法定し、年金額的水準を自動的に調整する制度を導入するとともに、基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げていくこととする等の制度改正が平成16年に行われた。

ア 給付と負担の見直し

厚生年金及び国民年金においては、物価や賃金の変動に応じ年金額の改定を行う仕組み(物価スライド・賃金再評価)が採られ、他方、保険料(率)については、将来に向けて段階的に必要な引上げを行っていくこととされてきたところである。

しかしながら、少子高齢化が急速に進行し、保険料負担が著しく増大することが予想される中では、将来の現役世代の負担が過重なものとならないよう給付と負担の関係を見直し、人口や社会経済の変動に柔軟に対応できる持続可能な年金制度を構築する必要がある。

このようなことから、平成16年の年金制度改正において、財政均衡期間(概ね100年)の最終年度における積立金の水準を支払準備金程度とし、その期間で給付と負担の均衡を図る考え方を採用した上で、保険料水準を法定し、給付水準を調整する仕組みが導入された。なお、給付水準については、年金の受給開始時において現役世代の平均的な賃金との対比で適切な水準を確保することとされている。

イ 保険料水準と給付水準

・保険料水準と給付水準

平成16(2004)年の年金制度改正においては、将来の現役世代の負担が過重なものとならないよう、将来の保険料水準を法定し、その上で、年金を支える力である現役世代の保険料負担能力の動向等に応じて、給付水準が自動的に調整される仕組みを導入することとされた。

具体的には、厚生年金の保険料率は、平成16(2004)年10月から毎年0.354%ずつ引き上げ、平成29(2017)年度以降は18.30%とすることとしている。また、国民年金の保険料(月額)は、平成17(2005)年4月から毎年280円(平成16年度価格)ずつ引き上げ、平成29(2017)年度以降は16,900円(平成16年度価格)としている。

給付水準については、標準的な年金受給世帯の年金受給開始時点における年金額(夫婦の基礎年金を含む厚生年金)が、その時点の現役世代の平均収入の50%を上回る水準を確保することとしている(平成35(2023)年度以降50.2%となる見込み)。

(注) 標準的な年金受給世帯とは、夫が平均的収入で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯をいう。

